

画像診断装置用ワークステーションシステム（GE ヘルスケア社製）
保守点検業務仕様書

京都市立病院における画像診断装置用ワークステーションシステム（GE ヘルスケア社製）の保守点検業務について，地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」，受託者を「乙」として，次のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

(1)画像診断装置用ワークステーションシステム AW VS5 Plus(ColorMonitor×2)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 PET-CT室

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務内容

ア 年1回の定期保守点検

イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

ア 乙は，点検実施予定表を令和3年7月末までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお，実際の点検実施日時等については，病院の業務に支障のないよう，甲乙協議のうえ，そのつど決定することとし，その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。*本契約の点検は平日の9:00~22:00の間とし、それ以外で点検を行なう場合は甲は乙に別途費用を支払う。

イ 乙は，標準作業書を常備し，従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は，保守点検終了後速やかに，乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し，その内容についての確認を得たうえで，完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 乙は，本契約の対象機種に故障が発生し，連絡を受けたときは速やかに（原則として当日中）出張したうえで，点検，調整，修理等を行うこと。

カ 機器に関する取扱い，不具合，故障等の情報については，関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期点検部品

イ 緊急保守部品

*ア、イの詳細は下記とする

- ・WS システム本体
- ・ネットワーク通信
- ・各種モニタ
- ・システムソフト、アプリケーションソフト等 ソフトウェア一式

(4) 委託料の支払

甲は、乙の請求により、委託料を 2 分割して支払う。

5 その他

この本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。

付表

【対象機器】	数量
画像診断装置用ワークステーションシステム AW VS5 Plus (ColorMonitor×2)	1